

経営者が絶対に知っておくべき 企業型確定拠出年金の

5つのメリット

- 01 積立は**全額損金計上**
- 02 所得税・住民税**非課税**
- 03 運用益**非課税**
- 04 **社会保険料**対象外
- 05 経営者1人から**導入可能**

40歳、月額報酬100万円、企業規模10名、役員の場合

税**489万** 社会保険料**189万** 合計 **678万円**

負担軽減ができることになりました！

※令和2年度の税制等で試算※愛知県

累計
25年で

確定拠出年金の税効果について

掛金拠出の 税効果

シミュレーションの仮定

年齢40歳月額報酬100万円の経営者（役員）が66万円（年）を役員報酬で上乗せした場合と確定拠出年金の掛金として拠出した場合

	役員報酬に上乗せ	確定拠出年金で拠出
役員報酬（年）	1266万円	1200万円
確定拠出年金（年）	0円	660,000円
社会保険（健康保険料）※注1	750,132円	674,436円
所得税※注2	1,381,680円	1,244,472円
住民税（10%）	869,900円	811,400円
税効果	—	▲271,404

確定拠出年金の口座に66万円の年金資産が積み立てられます。法人から個人へ所得の移転となります。

役員報酬で受け取る場合と比べ、27万円以上の税効果が期待できます。

注1 愛知県の協会健保料率で試算 注2 所得税には復興特別法人税を含む

本資料は、令和2年時点での確定拠出年金に関する法令諸規則、および実務の解釈、税法、社会保険を基に作成しておりますが、全てを網羅するものではなく、あくまでも仕組みの概要を述べたものにとどまり、内容の正確性、完全性を保証するものではありません。

下記に必要事項をご記入いただき、
Email・FAX・WEBで詳細な資料をお申込みください

E-mail: info@matsuo-sr.com

送付先 FAX : 03-6685-4534

WEB : <https://www.matsuo-sr.com>



WEB

貴社名			
担当者役職		担当者名	
E-mail			
電話番号		ご紹介者	

社会保険労務士法人松尾事務所

〒171-0021 豊島区西池袋 5-27-3 TEL: 03-6824-4010 FAX: 03-6685-4534